

第2回中野区公契約審議会 議事概要

開催日時・場所	令和6年10月22日（火）午後3時～ 中野区役所6階 601・602会議室
出席委員	武藤委員（会長） 阿世賀委員（会長代理） 大村委員 菊池委員 田村委員
傍聴人	7名
審議案件	令和7年度 労働報酬下限額について
審議内容	事務局より説明 ①工事・製造請負契約に係る熟練工の労働報酬下限額の考え方について →公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た額とし、労務単価が設定されていない職種の考え方については、類似の業務を担う工種の単価を準用し、単価が設定された場合はその単価とする。 ②上記契約に係る未熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方について →公共工事設計労務単価の「軽作業員」に100分の70を乗じて得た額とする。 ③委託・指定管理協定に係る労働報酬下限額の考え方について →現在の労働報酬下限額及び業務職会計年度任用職員報酬を基に、特別区人事委員会の勧告内容や最低賃金の伸び率、民間給与の引き上げ目標等をどのように勘案していくか、複数の案を提示した上で諮る。
主な意見等	①工事・製造請負契約に係る熟練工の労働報酬下限額の考え方について ・熟練工に関しては令和5・6年度ともに「公共工事設計労務単価の90%」という形で決めており、令和7年度も他区と同様にこの考え方で良いのではないかと。 ②上記契約に係る未熟練工等の労働報酬下限額の考え方について ・現場によっては、普通作業員の能力があるにもかかわらず、軽作業員の扱いで従事している実態があると思われる。 ・未熟練工はあくまで普通作業員の技能を持つものではない認識であるため、労働報酬下限額を算定するうえでの基準とする工種は軽作業員が適当である。 ③委託・指定管理協定に係る労働報酬下限額の考え方について ・令和6年度の労働報酬下限額は令和5年度と比較して大幅に増加している。令和7年度も同様に増加できないかと。 ・あまりに急な下限額の引き上げは事業者の次年度の賃上げ余力を奪いかねない。また、事業者が入札参加を見送るといった事態も起こりかねない。 ・現在の下限額及び会計年度任用職員報酬（用務・調理職）に令和6年度及び令和7年度春闘の賃上げ要求水準5%を乗じて得た金額の中間の

	額（1,380円）ではどうか。 ※以上の審議を踏まえ、令和7年度の労働報酬下限額の仮案を決定した。
その他	次回以降の審議会日程、議事（案）について確認した。